

平成20年10月28日

## 証券化商品等の時価の算定等に関する監査上の対応について

日本公認会計士協会  
会長 増田 宏一

最近の金融市場における混乱を背景にした米国証券取引委員会（SEC）、米国財務会計基準審議会（FASB）及び国際会計基準審議会（IASB）による公正価値測定に関する取扱い等が公表される中、本日、企業会計基準委員会から実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告」という。）が公表された。

今般の公表は、金融資産の時価の算定について、国際的な会計基準の取扱いと同様と考えられる現行の企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」等に基づき、実務上の対応を考慮し、質問の多い点の明確化を図ったものと理解している。その内容は、時価をもって評価される金融資産について、その市場価格がない場合や市場価格を時価とみなせない場合の時価の算定に係る留意すべき事項を中心に取りまとめられたものと考えられるが、現行の会計基準等を踏まえた実務上の取扱いを確認するものとされ、現行の会計基準の枠内における対応であることが明らかにされている。

会員におかれては、今般の実務対応報告が現行の会計基準の枠内のものであることからすれば、その公表に伴い、特段の新たな監査上の対応が求められるものではないと考えられるが、証券化商品等の監査に当たり、市場価格を時価とみなせない場合の判断、時価の算定、適切な開示等に関し、実務対応報告に十分留意するとともに、今一度現行の会計基準等を確認の上、状況に応じた適切な対応を行うよう、求める次第である。

併せて、経営者の合理的な見積りに基づいて時価が算定される場合においては、監査基準委員会報告書第13号「会計上の見積りの監査」では、諸要因を勘案の上、経営者が行った会計上の見積りの方法について、仮定や情報の適切性等を検討すること等を求めていることにも留意されたい。

以 上